

## 鳥取県開発審査会公募委員募集要項

市街化調整区域における開発行為の審議等を主な事務として都市計画法第78条第1項に基づき設置する鳥取県開発審査会について、県民の参画を進めるため、委員の公募を行う。

### 1 募集内容

(1) 募集人員 1名

(2) 応募資格 次のアからカまでの資格をすべて満たす方

- ア 公衆衛生に関する実務経験等の経歴を有し、市街化調整区域における開発行為の審議等に積極的に意見をいただける方
- イ 就任時点で県内在住の満18歳以上の方
- ウ 任命時に、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任する予定のない方
- エ 年4回程度、主に倉吉市内又は米子市内若しくはオンラインで平日昼間に開催される会議に出席できる方
- オ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方
- カ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと。

(3) 応募方法

別添の応募用紙に、住所、氏名、年齢、職業、性別、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス、応募資格の確認、志望理由及び公衆衛生に関する実務経験等の経歴を記載して、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。

なお、応募用紙は鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課のホームページからダウンロードできます。インターネット上で「鳥取県 住まいまちづくり課」で検索してください。

(4) 委員の選考

ア 応募資格を満たす方の中から、提出された書類内容に基づき書面審査を行い、委員を決定します。

イ 委員決定後は速やかに応募者全員に結果を通知します。

(5) 募集期間

令和4年6月24日（金）～ 令和4年7月8日（金）必着

### 2 応募・問合せ先

〒680-8570 （住所の記載は不要です。）

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 景観・建築指導室

電話 0857-26-7363

ファクシミリ 0857-26-8113

電子メール [sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp](mailto:sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp)

### 3 鳥取県開発審査会の概要

- (1) 委員構成：委員 7 人（法律、経済（商業、農業）、都市計画、建築、公衆衛生、行政）
- (2) 任 期：令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 3 1 日
- (3) 主な職務：①市街化調整区域内で行われる開発行為又は建築の許可
  - ②開発許可の処分に係る審査請求の裁決
  - ③個人又は組合施行による土地区画整理事業の認可
- (4) 開催状況：審議案件が生じた際に開催（概ね年 2～4 回）
- (5) そ の 他：報酬と会議出席のための旅費を支給します。